

神奈川県立菅高等学校同窓会会則

第一章 総 則

第1条 本会は神奈川県立菅高等学校同窓会と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦を図りかつ母校と緊密な連絡をとり母校の向上発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は事務所を母校内におく。

第二章 事 業

第4条 本会は第2条の目的達成のため下記の事業を行う。

1. 総会の開催
2. 会報及び会員名簿の発行
3. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第三章 会 員

第5条 1. 正会員

- (1) 神奈川県立菅高等学校の卒業生
- (2) 神奈川県立菅高等学校に在籍した者で常任幹事会により認められた者

2. 特別会員

- (1) 母校の現旧職員
- (2) その他学校関係で常任幹事会の推薦した者

第四章 役 員

第6条 本会に下記の役員をおく。

1. 名誉会長 1名
2. 会 長 1名
3. 副 会 長 2名
4. 常任幹事 各期ごとに2名選出
5. 会 計 2名
6. 書 記 2名
7. 幹 事 各期ごとに各組で2名選出
8. 会計監査 2名
9. 顧 問 若干名

第7条 名誉会長は母校現校長とする。

第8条 会長は本会を代表し会員の総意に基いて会務を遂行する。

第9条 副会長は会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代行する。

第10条 常任幹事会は本会に関する全てのことについて審議決定する。

なおその構成員は常任幹事及び会長・副会長・会計・書記・顧問とする。

なお会長・副会長・会計・書記は常任幹事との兼務も可。

第11条 会計は会の収支についての会計事務を処理し会計監査の監査を経た決算および次年度予算を常任幹事会及び総会に報告する。

第12条 書記は書類の保管・通知・会務の記録を行う。

第13条 幹事会は常任幹事会の議決により召集され各期会員の通信を行う義務を負う。

第14条 会計監査は会計を監査する。

第15条 顧問は母校職員が若干名あたるものとする。

第16条 本会の役員は名誉会長 顧問を除きすべて正会員中より選出する。任期は2年とし留任を妨げない。

なお役員が任期の途中において退任するときは、後任者の任期は前任者の任期の残りとする。

第17条 会長・副会長は正会員中より常任幹事会がこれを推薦し総会の承認を得るものとする。

第五章 会 議

- 第21条 本会は原則として毎年1回総会を開く。
また必要ある場合は常任幹事会の決議をえて会長がこれを開くことができる。
- 第22条 総会は常任幹事会の議決について再審議決定することができる。
- 第23条 常任幹事会は必要に応じて随時会長がこれを召集する。
- 第24条 常任幹事会は必要に応じて特別委員会を設けることができる。
- 第25条 総会・常任幹事会・幹事会の決議は出席者の過半数の承認を必要とし、
可否同数のときは議長がこれを決定する。
なお欠席者は一切の決議権を出席者に委任する。
- 第26条 会計監査は議決に参加することは出来ない。

第六章 会 計

- 第27条 本会の会費は入会金2,000円とし、別に臨時に徴収することを得る。
但し入会金は母校在学中に予納するものとする。
- 第28条 本会の経費は会費及び寄付金その他のもので支弁する。
- 第29条 第4条第3項に定める事業を行うための経費を支出するときは常任幹事会の承認を得るものとする。
- 第30条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第七章 同期会 クラス会

- 第31条 本会は卒業年度別に同期会・クラス会を組織することができる。
但しその代表者は各期常任幹事及び幹事がこれにあたる。

第八章 慶 弔

- 第32条 本会は次の慶弔項目を設ける。
1. (1) 会員死去 (2) 母校在校生クラブ遠征等 (3) その他
(2) についての細則
クラブ遠征とは全国大会、関東大会など予選を伴い県の代表として出場する大会への遠征及び合宿を除く「記念招待大会」など実績に基づいた招待大会への出場を遠征とし支援する
ア. 大会出場について3万円の祝い金を支援する
イ. 招待大会出場は1部活について1年間1回のみ2万円を支援する
ウ. その他、活動の顕著な部活動について支援する
 2. 運用は別に定める
 3. 上記項目に該当する事態が生じた場合速やかに会長に連絡する

第九章 改 正

- 第33条 本会の会則は総会において出席会員の過半数の賛成を得なければ改正できない。

第十章 付 則

- 第34条 本会の会員でその住所・職業・身上等に変更を生じる場合はその都度会長に連絡する。
- 第35条 本会則は昭和63年3月1日より効力を発する。

平成21年10月24日 一部改正